



化学品管理の基礎の基礎



第4回 化学品の情報伝達～ SDSとラベル、イエローカード

はじめに

こんにちは。化学品管理子です。7月号より本連載を始めましたが、書き始めてみると紙面の都合でお伝えしきれないことがたくさんあると改めて感じます。「ここをもっと掘り下げてほしい」「こういう内容の記事を読みたい」等のご要望があればぜひ月刊「化学物質管理」編集部までお寄せください。

さて、今日は情報伝達についてお話ししようと思います。ちょうど、日本ではGHS分類とラベル・SDS作成の日本産業標準であるJISZ7252とZ7253の改訂が進められていますね。2019版からの変更点も気になるのですが、今日はもう少し大きな枠組みでお話しします。JIS改正点の詳細については、「GHS・SDSのJISが変わる～ JIS Z7252・Z7253の改定ポイントと事業者における準備～」として、月刊「化学物質管理」10月号の前編及び今後掲載予定の後編をご覧ください。

図表1 本日取り扱う事項の確認

目的	内容	法規制等で定められている事項の例	社会的な要請等を背景に要求される事項の例
企業活動の管理		<ul style="list-style-type: none"> 特定の化学物質の製造・輸入の禁止や許認可・取り扱いについての規制対応 新しい化学物質の製造・輸入前のリスク評価 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の化学物質の不使用
サプライチェーンを通じた情報伝達		<ul style="list-style-type: none"> SDSの作成と交付 ラベルによる情報伝達 その他の情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> IMDSやchemSHERPAを用いた情報伝達 その他、サプライチェーンから要求される個別の含有物質調査等

情報管理

製品・商品を構成する化学物質
製品・商品に生成・含有される不純物

言うまでもなく、化学品の受領者はSDSやラベルに記載された情報をまず頼りに取り扱いをするわけですから、SDSやラベルに記載される危険性・有害性に関する情報や安全な取り扱いに関する事項には間違いがないようにしなければいけません。記載内容については法定事項も多いのですが、最重要の目線は『安全に取り扱ううえで間違いや矛盾がないか』です。その上で、以下で主な法定事項について触れてみます。

対応において注意が必要なこと

図表1の各項目について化学品管理の観点からどんなことができているか、をまとめてみます。車両や保管場所への標識、医薬品の添付文書等については今日は割愛します。

容器・包装へのラベル及びSDSの法定事項等(GHS以外)

- 安衛法: JISに基づいた表示・通知を適切に行うことが求められます。安衛法通知・表示対象物質のGHS分類とSDS作成は化学物質管理者の管理のもと行います。SDS交付時の受領証明の取得は不要になりましたが、情報伝達の法的責任は供給者ですので、情報伝達を確実に行ったことを証明するためにホームページ閲覧の案内メールを保管しておく等、交付の記録を確実に残しておくことが重要です。
- 化管法: ラベルは努力義務事項(SDSの交付は義務)です。JISと特に異なるポイント(金属元素の含有量の伝達・含有量の有効数字2桁での伝達)に注意。SDSの第15項を用いて記載する等の工夫が必要です。
- 毒劇法: 毒劇物の名称・法定表示(「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」)・営業者の氏名及び住所(営業所ではなく主たる事務所の所在地)・含量(幅表記禁止)・解毒剤の名称の記載等、毒劇法で固有の要件が多いので法定責任者の方はよく確認するようにしてください。
- 消防法: 消防法危険物については危険物ラベル(品名・化学名・危険等級・数量・注意事項等)を表示します。
- 危険品: UN危険品については標識が必要です。日本では航空貨物については航空法で、船舶輸送貨物については船舶安全法危規則で定めています。GHSラベルと異なり、組み合わせ容器の場合は外装容器に貼付します。単一容器の場合、国によってはGHSラベルとUNラベルの同じピクトグラムと一緒に見えないように側面と天面等貼付場所を分けて貼ることが求められることがあります。
- その他: 平成5年3月26日の厚生省・通産省・環境省告示第1号「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」では、危規則の物理危険性、消防法の危険物(第4類は第一石油類と第二石油類)、安衛法の変異原性物質、化審法の第二種特定化学物質・監視化学物質についてもSDSの交付にて情報伝達を行うことになっています。

イエローカードと容器イエローカード

イエローカードは国土交通省・総務省消防庁が携行を指導する危険有害物の輸送中の事故・火災時の緊急対応事項等を記載した黄色いカードで、荷主が用意して輸送時に運転主に携行してもらいます。消防法の危険物は日本化学工業協会が、高圧ガスは高圧ガス保安協会がモデルを公表しています。容器に入った化学品については、GHSラベルに「国連番号」と「指針番号」を追加する「容器イエローカード」方式をとることも可能です。

本件は平成9年東名高速道路上でタンクローリーの横転事故の際に流出した化学物質の特定に時間がかかったことで長時間通行止めによる物流・交通へ多大な影響があったことから整備が進められました(平成9年12月12日警察庁交通局都市交通対策課長他「危険物運搬車両の事故防止等対策についての申合せ」)。必ず対応するようにしましょう。

化学品管理としてはどんなことができているのか

個別のSDSやラベルの様式、GHS分類については説明資料や参考文献が数多くありますが、企業の実務としてはどんなことができているのでしょうか。

- ◆ 発行したSDSやラベルと該当法令を紐付けた形で一覧にして、内容の振り返りができるようにしておく。
製品だけでなく、試作品やサンプル、または原材料や事業場で使用するその他の物品についても同様に管理しておくのと法改正等の際の対応がしやすいですよ。
- ◆ SDSの交付・ラベルの貼付・イエローカードの携行についても時々確認する。
会社によっては化学品管理の担当部門はラベルとSDSの原稿作成のみの場合もあるかもしれません。製品・商品についての安全のための情報伝達がきちんと行っているのかを化学品管理です。もし統括して確認する部門がなければ、積極的に他部門のサポートをしてあげてください。

SDSやラベル、イエローカードといった化学品の危険性・有害性の情報伝達は、化学品の供給者として最も大切なことのひとつです。情報伝達の仕組みを「作って終わり」にせず、実際に回っているかを見直す仕組みも含めて整えることが、重大な事故の防止に繋がります。

化学品管理子のアカウントはこちら！
.....
Xアカウント→化学品管理子 (@kagakuhinko)
<https://x.com/kagakuhinko>
ウェブサイト→化学品管理子 .net
<https://kagakuhinkanriko.net/>